飲食物販売店の出店申請に係るフローチャート

①：臨時営業許可
②：事務局で確認する事項
③：出店料

出店申請

↓

簡易な調理を伴う飲食物の提供か

NO →

会場で調理を行わず、持参したものを販売する場合
① 臨時営業許可の申請は不要
② 販売する食品に応じて、出店者が持っている販売品目の製造許可書を確認する。
（弁当等であれば総菜製造業の製造許可書を確認する）
③ 当日の出店料1,000円+売り上げの10%

YES ↓

キッチンカーを使用するか

YES →

キッチンカーで飲食物の販売を行う場合
① 臨時営業許可の申請は不要
② キッチンカーの営業許可書を確認（都道府県単位で許可が出ているため、岩手県の許可書である必要がある
③ 売り上げの10%

NO ↓

臨時営業許可を既に受けているか

YES →

臨時営業許可を既に受けている場合
① 改めて臨時営業許可の申請の必要はないが、保健所に参加イベントの変更届を提出する必要がある。
② 臨時営業許可書を確認する
③ 当日の出店料1,000円＋売り上げの10%

NO ↓

臨時営業許可を受ける必要がある場合
① 一関保健所に必要書類、県証紙代金（9,00円）を持参し、10月４日（土）の臨時営業許可を受ける必要がある。
臨時営業許可の写しを、９月19日（金）までに事務局まで提出する。
② 臨時営業許可書を確認する。
③ 当日の出店料1,000円＋売り上げの10%
※検証紙の代金9,000円は、実行委員会が負担する。